

令和元年 10 月 18 日  
気象庁予報部

## 令和元年台風第 19 号による大雨に伴う 洪水警報・注意報の発表基準の暫定的な運用について

令和元年台風第 19 号による堤防の決壊等の被災状況を考慮し、洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）を引き下げて運用します。

令和元年台風第 19 号による大雨により、多くの中小河川で堤防が決壊するなど、甚大な被害が発生しました。これらの河川では、河川施設が復旧するまでの間、比較的少ない降雨でも災害が発生する可能性があります。

このため、気象庁が発表する洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）について、警戒を高めるため、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

暫定基準：通常基準の 7 割

暫定基準を設ける県：宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、長野県  
（対象市町村は別添のとおり）

また「洪水警報の危険度分布」※についても、今回の暫定基準が反映されたものとなり、引き続き避難対象区域の絞り込みに活用いただけます。

なお、引き続き、河川施設の復旧状況や降雨と災害との関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

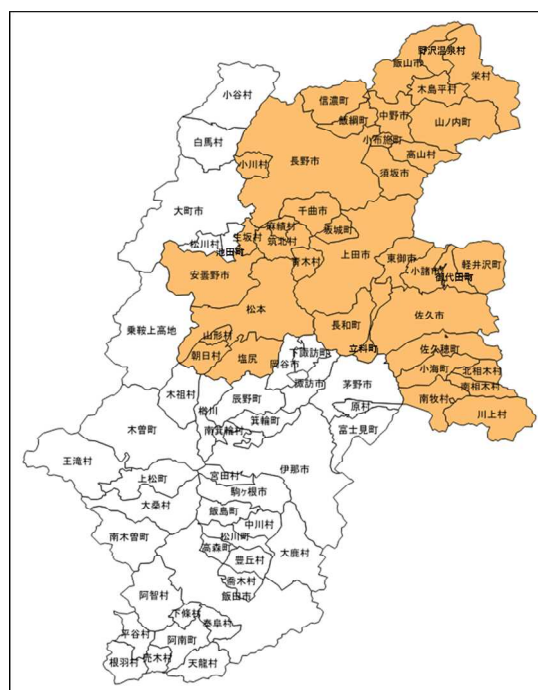
※ 「洪水警報の危険度分布」は、洪水発生の危険度の高まりを地図上で 5 段階に色分けして示す情報です。

<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>

問合せ先：予報部 予報課 気象防災推進室 担当 高橋・太田  
電話 03-3212-8341（内線 3126・2239） FAX 03-3211-8303

暫定基準を設ける対象市町村

宮城県	<p>全市町村</p> <p>(参考)「平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震」に伴い既に通常基準の 7 割の暫定基準で運用している市町村: 仙台市 (仙台市東部に限る。)、名取市、岩沼市、山元町、松島町、石巻市、東松島市、気仙沼市、南三陸町</p>
福島県	<p>全市町村</p> <p>(参考)「平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震」に伴い既に通常基準の 7 割の暫定基準で運用している市町村: 南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町</p>
茨城県	全市町村
栃木県	全市町村
埼玉県	全市町村
長野県	<p>長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町、中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村、上田市、東御市、青木村、長和町、小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、松本市 (松本に限る。)、塩尻市 (塩尻に限る。)、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村 (下図参照)</p>



長野県内の対象市町村